



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る
全国センター
発行責任者：岩橋 祐治
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・全労連会館6階
Tel (03) 5842 - 5601
年額1,500円
(送料込、会員は
会費に含む)



防止法制定から6年 第6回過労死防止学会

若者の自死、ハラスメント対策に新たな前進を

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で延期されていた第6回過労死防止学会。9月19日、名古屋市安保ホールを会場にリモートを含めて80人を超える参加で行われました。過労死等防止対策基本法施行後6年目になる今年の学会は、6年間の活動の成果、長時間労働と過労死をめぐる特徴の変化を押さえ、今後の課題を検討しました。特に、増加傾向にある若年者の過労自死、ハラスメント防止法制定の意義と問題点に焦点をあてる会となりました。



報告する川人博弁護士（右）と司会の松丸正弁護士

なぜ、過労死は減らないのか

今年の学会は例年行っている分科会や記念講演は行わず、特別シンポジウムと「共通論題」の2本立てで半日の開催となりました。

特別シンポジウムは「過労死等防止法制定から丸6年、果たして過労死・過労自殺は減少したのか」をテーマに行われました。報告は、①佐々木昭三氏（社会医学研究センター）：「日本で過労死をなくしていくことと国際基準」、②川人博弁護士：「電通事件・働き方改革により、職場は変わったか?」、③粥川裕平医師：「増え続けている若者の自殺予防」の3本です。

佐々木氏は、EUの労働時間規制・労働基準について特に時短先進国（ドイツ・イタリア・フランス・北欧）の、1日8時間労働時間規制や深夜勤の法的規制などの具体例をあげ、実現している要因として、ILO、EU指令、国内基本法・労働法、産別労働協約、企業・事業所の労働協約の5つの社会的働くルール規制があることを指摘しました。

川人弁護士は、電通の過労死事案を振り返り、原因・背景を日本型資本主義、デジタル産業革命、女性労働の3点から分析。また、この間の過労死の労災事案について、申請数は増加しているが認定率は低下し未決済事案が増加している点を指摘しました。労基署の担当官の増員、認定基準改定と運用上の問題の解決を提起しました。

粥川医師は、日本の自殺者全体は減少傾向にある

にもかかわらず、20~30歳代の自殺率は増加していることの原因について、非正規雇用の増加など雇用環境の悪化を指摘。また、青年期が自殺の危険性の高い精神疾患の好発年代であることを踏まえての対策が必要であると提起しました。

後半は「過労死等防止法制定から丸6年、ハラスメント自殺事例とその対策」をテーマに共通論題を行いました。①天笠崇氏（精神科医師）：「ハラスメントによる精神障害」、②井佐間佳子氏（過労死家族の会）：「ハラスメントで愛する人を失った遺族の思い」、③水野幹男弁護士：「ハラスメントによる自殺事例と裁判闘争」④内藤忍氏（労働政策研究・研修機構）：「ハラスメント関連法改正の内容とその課題」の3本の報告がありました。詳細は次号紹介します。

11月は「過労死防止月間」です。コロナの影響で雇用環境の悪化や生活の変化が大きくなっています。真の働き方改革と支えあう職場づくりが重要になっています。（全国センター 岡村やよい）

〈今月号の記事〉

コロナ感染から県民を守れ（沖縄から）……………2面
 コロナ禍の働き方と労働組合（新聞労連）……………3面
 建設アスベスト訴訟最終局面に……………4～5面
 各地・各団体の取り組み……………6～7面
 私の一冊「政治部不信」……………7面
 あずみの里裁判二審で無罪判決……………8面

沖縄 県民のいのちと生活を守れ

—コロナ感染の起点は政府の愚策と米軍基地

新型コロナウイルス感染症は、沖縄県でも7月下旬から感染者が爆発的に増え、8月中旬には人口10万人当たり一週間の陽性者数で全国1位となり、2位東京都の3倍近くの数値になりました。

基地のある自治体に大きな負担

沖縄県における爆発的な感染の拡がりの起点は、政府のGoToキャンペーンによるものです。県外からの観光客が歓楽街で飲食し、その結果クラスターが複数発生、そこから市中感染が広がっています。愚策ともいえる政府の取り組みが引き金になっており、国民生活に目線を向けない安倍政権の姿勢が、沖縄県においての感染症拡大として表面化したといえます。

沖縄県の感染拡大のもう1つの要因は米軍基地です。日本国外から異動してきた米兵らによる、7月4日の米国独立記念日を祝うイベントやパーティーからクラスターが発生し、基地従業員らにも感染が拡大しました。クラスター発生当初、米軍司令部は感染者数の公表を拒みましたが、玉城沖縄県知事の交渉で感染者数が公表されるようになりました。しかし、感染者の属性や行動履歴は大まかな情報しか県に報告されず、県民に大きな不安が拡がりました。感染した米兵は県民の生活圏域で飲食、買い物、タクシー利用などをしており、詳細な行動履歴から濃厚接触者を特定し感染拡大を抑え込む対策が必要なのに、県は対策をとることができませんでした。基地のある市町村は、飲食店従業員や基地従業員に対し独自でPCR検査を実施するなど、大きな負担を強いられました。

県民よりも米軍の活動を優先

米軍の身勝手な姿勢の根本にあるのは日米地位協定です。日米地位協定により米兵は検疫や防疫に関する日本の法律の縛りを受けず、国外から全国各地の米軍基地に直接入り、そこから、日本国民の生活



沖縄協同病院玄関前でトリアージ

圏域で自由に行動できます。さらに、米兵を管理する司令部も基地の運用に関わる全ての権限を有し、新型コロナウイルス感染症に関しても独自で判断することができます。県は政府に対して、詳細な情報公開と国外から入る全米兵に対するPCR検査の実施を米軍に求めるよう要求したところ、政府は「米軍との信頼関係に関わる」と言いました。ここでも、沖縄県民との信頼関係や、県民の安全な生活よりも、米軍の活動を優先する米国追従の姿勢を鮮明にしたのです。

ベトナム戦争時には風疹が大流行

沖縄における米軍由来の感染症の拡大は初めてではありません。ベトナム戦争が激しさを増した1964・65年に沖縄では風疹が大流行し、多数の先天性聴覚障害の子どもが生まれました。これは、1963・64年に米国で大流行していた風疹が、ベトナム戦争に従事する米兵によって沖縄に持ち込まれたと言われています。その頃の沖縄は日本復帰前で米軍が統治。沖縄県民は権利もなく人権も蔑ろにされ、生命さえ軽んじられていました。同様の事が、日本に復帰して48年が経過し日本国憲法のもとにあるはずの沖縄で再び起こったのです。米国追従の政府である限り、日米地位協定がある限り米軍の軍隊としての活動だけでなく、米軍基地の存在そのものが日常的に県民の安全な生活に大きな脅威であることが強く示されました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の初期に、1,000人規模でクラスターが発生した米空母の乗員約3,000人を、沖縄の基地に移送することが検討されていたことも明らかになりました。沖縄はいつまで過重な負担を押し付けられるのでしょうか。

沖縄県民の、日本国民のいのちと暮らしを守るためにも、日米地位協定を早急に改訂させる運動が重要であり、米軍基地そのものを日本から撤去させていく必要があります。(沖縄民医連・名嘉共道)



米軍キャンプ・シュワブゲート前で抗議活動

コロナ禍の働き方と労働組合① 新聞労連

持続可能な業界になるよう検討を重ねたい

新型コロナウイルスは、新聞業界にも多大な影響を与えている。報道機関としての役割が重要になった一方、新聞に携わるすべての労働者と家族の安全を確保しながら、市民の「知る権利」に資する持続可能な新聞発行・報道の態勢が大きな課題となった。

労働者に即した制度構築を

新聞労連はアンケートやWEB会議で各社の状況を把握。課題を可視化し、労働者に即した制度構築の検討を進めている。

5月中下旬にかけて加盟単組の約40社を対象にアンケートをとった。テレワークは外勤職場を中心にほぼすべてで導入。編集外勤では、自宅からの電話やWEB会議システムを利用した取材が推奨された。官公庁の記者クラブ詰めも同様で、会見など必要時に出向くよう求められた。営業や販売部門などでも導入。公平性を担保するため、1～2週間の交代で在宅と本社勤務を入れ替える事例もあった。

記事の見出しやレイアウトを担当する整理部門のテレワークは、極めて少数にとどまった。そのため、複数班制にして出勤日を分けたたり、作業場所を分散、担当面ごとに作業フロアを別にするなど「3密」防止に努めた。同一フロアの作業でも、マウスを一つずつ空けるマシードアやアクリル板で仕切るマウス、キーボードは共有しない、などの対策を取った。

また、自身や家族の感染、学校閉鎖に伴う子どもの見守りのための休みを特別有給休暇などとする制度を20社以上が採用。新型コロナに関する特別措置期間は雇用調整助成金の活用もみられた。過半数組合がある場合は、労使協定の締結が必要となるため、10社近くが結んだ。いずれも事業縮小に伴う休みは特別有給休暇とし、基本給や手当は通常通り支払われる内容となった。

ルール化を労働組合から

テレワークに特化したWEB会議を開催。テレワーク導入は緊急避難的な意味合いが強く、明確な制度化なく実行されており、今後の課題を話し合った。

複数単組が、WiFiや資料印刷費など経費負担のルールづくりの必要性を挙げた。その中で、西日本労組が全社員対象に在宅勤務手当として一律3万円が支給されたと説明。別の労組は通信費として1日100円(テレワーク日数分)が助成されたという。

残業抑制や自宅待機になった場合、裁量職場と非

裁量労働職場で賃金格差が表れたとし、テレワークは裁量労働制との親和性が高いのでは



ないかとの意見も出たが、新聞労連は安易な裁量労働制の導入は避けるべきだと考えている。

職場によるばらつきも課題だ。「営業や販売、総務は通信回線の安全性の観点からパソコンの持ち出しは禁止。出社か自宅待機となった」「営業部署にモバイルルーターが準備されたが、広告システムに入れなかった」「整理部門は大半が出社、職場分散などで対応した」などの声が出た。一方、新聞協会報ではテレワークで生産性が落ちたと述べていた社があった。単組からも「育児や介護がある場合、出社時と同様のパフォーマンスは難しい」との声が出たが、新聞労連は「ワーク・ライフ・バランスの観点からテレワークのメリットは大きい。業務効率やルール化を組合から提案する必要がある」とのスタンスだ。

経営監視とよりよい働き方を模索

4月22日の新聞労連定期大会では特別決議「新型コロナウイルス禍を乗り越え、新聞労働者と産業の未来につなげるために」を採択した(写真)。在宅勤務や新しいコミュニケーション手法の推進、内勤職場を対象にした社会的距離(ソーシャルディスタンス)の確保を要望。国民・市民の「知る権利」を支える取材網維持のため、政府や自治体の記者会見回数や参加人数の制限にくぎも刺した。

新聞社による販売店従業員に対する物心両面での支援、チラシ収入や部数減を踏まえた新聞社と販売店との柔軟な取引の検討も列挙した。特別決議は、日本新聞協会に要請書として提出した。

コロナ禍は新聞業界に少なからず変革を促している。取材現場のみならず、営業、販売、印刷、システム、総務、販売店従業員、新聞に携わる全ての従業員が、読者に正確な情報を届けることは変わらない。新聞労連として、部数減や広告収入が目立ってきている各社の経営監視とともによりよい働き方を模索し、将来世代にわたって持続可能な業界になるよう検討を重ねたい。(新聞労連書記長・月岡岳)

建設アスベスト訴訟 最終局面に

10月に最高裁弁論

全国連絡会 年度内最高裁判決へ
全国で統一した闘いを追及

建設アスベスト訴訟は、国とアスベスト建材製造企業に対して謝罪と賠償、建設業に従事した被害者の全員救済を求め、2008年に最初の提訴を行った集団訴訟です。今では全国17訴訟、被害者原告数で約940人、原告総数では1150人を超える日本最大のアスベスト訴訟に広がっています。国はこれまでの地裁・高裁判決で、14回連続して敗訴しており、一人親方への賠償も直近の6つの判決で連続して認められ、被告企業の賠償も直近5つの判決を含め8度の判決で認められています。司法の場ではすでに決着がついています。国は、最高裁判決をただ待つのではなく、被害者救済のために行政としての役割を果たすことが求められます。



現在最高裁には5つの訴訟（上告された順で、神奈川、大阪、京都、東京、福岡の各1陣訴訟）が掛かり、10月22日には初めてとなる神奈川1陣訴訟の最高裁弁論が行われます。年内、遅くとも年度内には最初の判決が出されることとなります。

最高裁判決での最大の焦点は、一人親方への国の賠償を認めること、被告建材企業の共同不法行為を認め賠償を命じるかどうかです。神奈川1陣の最高裁の上告受理書（最高裁が該当する高裁判決のうち最高裁の審議の対象とするものを通知する書面）では、①国の違法（マスク装着義務付けと警告表示義務）時期の始期と終期（神奈川1陣高裁判決の違法時期は、1981年～1995年と高裁判決中一番短い）、②国家賠償法適用の対象について（同高裁判決は一人親方への賠償を認めていない）、③被告企業のうち高裁で賠償を命じられた4社（A&Aマテリアル、神島化学、ニチアス、MMK）から7社（前記+大建工業、ノザワ、太平洋セメント）に広げた企業賠償について（うち神島化学は同社の上告を棄却し賠償確定）としています。

これらを見ると、最高裁を甘く見ることはできませんが、国の違法は一人親方を含め、確定的になったと推測されます。企業責任も少なくとも高裁判決

以上に認められる可能性が大きいと判断されます。アスベスト労災認定の被害の過半数を生み出している建設業従事者の被害救済へ、最高裁判決から補償基金制度の創設へ、最終局面での行動を進める決意です。（建設アスベスト全国連絡会 清水 謙）

神奈川 2陣 「全員勝訴」国に13連勝

神奈川2陣 東京高裁判決

「全員勝利」裁判所前で大きな歓声が上がりました。8月28日、建設アスベスト神奈川2陣訴訟で東京高裁第20民事



部（村上正敏裁判長）は、国とアスベスト建材メーカーの責任を認め、一人親方等を含む原告44人（被害者単位）全員を救済する画期的判決を言い渡しました。この判決で国に対して13連勝、建材メーカーにも高裁で5度目の勝利を重ねました。年度内にも見込まれる神奈川1陣訴訟の最高裁判決、さらには全面解決に向けて大きな弾みとなりました。

判決は、国の責任について、「人の生命や健康を保護するため…国の規制権限は適時適切に行使されなくてはならない」として、1975年10月1日から2006年8月31日までの間、防じんマスクの使用及び警告表示（掲示）の内容に関する規制権限不行使の違法性を認めました。さらに一人親方・零細事業主も安衛法22条および57条の保護範囲に含まれるとして、労働者と同様に国の責任を認め救済しました。一人親方を救済する判決は、各地の高裁判決で5度連続となり、一人親方等のアスベスト被害についても国に責任があったことはもはや疑いのないものとなりました。

建材メーカーについては、1975年1月1日以降の警告義務違反を認め、販売シェアが概ね20%以上と認められるニチアス、A&Aマテリアル、ノザワに賠償責任を認めました。さらに警告義務違反は解体・改修作業にもおよぶとし、大工、左官、保温工などに加え、ハウスクリーニング、現場監督など幅広い職種が救済され、間接曝露についても実質的に責任を認められたことは今後の被害救済へも道を開く可能性があり評価できます。このことから建材メーカーに対してほぼ全員の原告が勝利しました。

損害の認容額は地裁判決より増額されました。国

神奈川2陣高裁判決・東京2陣地裁判決 国に14連勝

東北訴訟もスタート

の責任は補充責任であるとし賠償額の3分の1、企業は4分の3とし、期間等による一定の減額が行われました。神奈川2陣原告団44人中、すでに28人が無念のうちに命を奪われています。1日も早い全面解決を求め、運動をさらに強めていく決意です。

(神奈川県建設労働組合連合会 内藤賢介)

東京
2陣

全員が救済される『被害者補償基金制度』を
東京2陣 東京地裁判決

「国に14連勝」「一人親方も国に勝訴」「建材企業に勝訴」
9月4日、午後3時過ぎ、東京地裁前に3本の



旗が掲げられると、うだるような暑さの中、判決が出るのを待ち続けた仲間(首都圏建設アスベスト訴訟統一本部、東京2陣原告、首都圏の建設労組)から大きな拍手が起こりました。

判決の内容については統一本部弁護団の森弁護士が報告。「国については原告121人の原告のうち112人が勝訴しました。国は総額約8億4600万円の支払いを命じました。被告建材メーカーでは、ニチアス、A&A マテリアル、ケイミュー、クボタ、ノザワの5社の責任を認めました。建材メーカーについて共同不法行為としての責任を認めたのは、東京原告団では1、2陣ともに初めてです。東京高裁(神奈川2陣訴訟・8月28日)に続いて一人親方への責任も認められました。この間の流れを受けた全面的な勝利判決です」と述べました。

会場を衆議院第1議員会館に移して、判決報告集会を開催。松田弁護士が判決の概要について報告し、国は屋外作業の危険性を2002年には分かっていた。1975年以降、国はマスクの着用、現場へのアスベスト使用の掲示、メーカーへ危険性の表示をさせる義務があったと判断したことなどを紹介しました。

これで国は東京1陣訴訟の地裁判決以降14連敗、建材メーカーの共同不法行為責任は京都地裁、横浜地裁などの判決に続き8件目となり、一人親方等への国の責任についても、一昨年の東京高裁判決以降7件連続で認められました。

一人親方・事業主、メーカーの責任が認められた結果、多くの原告の賠償が認められましたが、残念ながらアスベスト暴露期間や職種の関係で7人の原

告の請求が認められませんでした。9月6日、原告団への説明会を行い、全員で東京高裁に控訴することを確認。すべてのアスベスト被害者が補償される基金制度を創設するまで全国の仲間と連帯してたたかい続けます。(東京土建 唐沢一喜)

東北
1陣

建設アスベスト東北訴訟団が
仙台地裁へ提訴

8月26日、建設現場で働いた労働者3人とアスベストが原因で亡くなった遺族の7人が仙台地裁に提訴しました。建設アスベスト訴訟全国連絡会(事務局・東京土建一般労働組合)は、最高裁判決を被害者に有利な判決にするために各地方裁判所への提訴を働きかけました。

2019年9月、仙台で東北トンネルじん肺弁護団会議に首都圏の小野寺利孝弁護団長、全国連絡会事務局の清水謙氏と私が出席しアスベスト訴訟の意義と到達と現状を訴えました。私は東京土建を定年退職後にNPOを立ち上げ岩手県中心に活動しています。

2020年5月には東北弁護団に首都圏及び全国での裁判経験などを報告・交流し提訴を支援しました。具体的な原告団についても論議されました。北東北3県の全建総連のアスベストによる労災被害者は10人を超えます。論議した結果「現在提訴の意志ある人たちを原告に提訴」ということになりました。

仙台地裁の提訴行動はコロナ渦の中でしたので、大人数の集会や提訴行動は控えましたが、「東北初の集団アスベスト訴訟」と東北地方のNHKや民間放送で放送され、河北新報や岩手日報など地方紙でも取り上げられました。

提訴前の8月21日、岩手県庁で岩手県の原告弁護士の記者会見もすべての放送局と岩手日報で報道されました。弁護団の上山信一弁護士は「潜在的な被害者は多く

いるはずだ。訴訟によって被害回復できることを呼びかけたい」と訴えています。(NPO 法人石綿被害者支援の会 松館 寛)



各地・各団体のとりくみ

近畿

パワハラ対策と高齢労働者の取り組み強化を 学習交流集会

8月1日、滋賀県草津市で近畿ブロック「働くもののいのちと健康を守る学習交流集会」を開催。新型コロナウイルスの感染拡大で開催そのものが危ぶまれていたが、感染対策を十分にとったうえで開催。定員を絞った会場でしたが、近畿各府県から55人が参加し成功することができました(写真)。

ハラスメント等による精神疾患が増大する中、事業者にはハラスメント対策を義務付ける法律が6月から施行されることとなりました。また、近年労災事故や請求が増えている高齢者の働き方をめぐり、国会で「改正高齢者雇用安定法」が成立し、65歳以上の高齢の働く人々を大量に作り出そうとしている情勢を受けて、学習交流を進め充実した内容となりました。

記念講演は、滋賀県で活躍する労働問題専門家の清水薫さんをお願いし、「職場のハラスメント対策と高齢者雇用の環境整備」と題して、情勢にかみ合った内容のものとなりました。国のパワーハラスメント対策の具体的な取り組みの解説と合わせて、I

LOの暴力とハラスメント条約の先駆性についてふれて、職場での具体的な



取り組みを強調しました。

また高齢者雇用の問題は、社会保障の切り捨てとセットで、労働者雇用の多様化の流れの中で出されているとし、とりわけ高齢労働者の安全衛生対策の強化を強調しました。

各府県の報告に移り、京都府立高教組は「府立学校教職員のハラスメントアンケートの取り組み」、兵庫県労連は「ハラスメントアンケートの取り組み～根絶を目指して～」、大阪八尾市職労は「時間外労働削減とストレスチェック制度の取り組み」、和歌山県教組は「勤務実態アンケートの取り組み」、滋賀県大津日赤労組は「労働安全衛生活動の取り組みとその経過」、奈良コープ労組は「コロナウイルス対策・熱中症対策の関西生協の取り組み」について報告し交流しました。(京都センター 新谷一男)

北海道

書面決議・委任状提出で異例の総会 第8回総会

いの健北海道センターの第8回総会は、8月22日札幌市内で行われ、提案された議案をすべて採択し終了しました(写真)。今総会はコロナ感染症対策として会員に書面議決、委任状の提出をお願いし、少人数、短時間の開催とする異例の総会となりました。

細川誉至雄理事長は開会あいさつで「新型コロナウイルス感染症による労働者の雇用・くらしは重大局面にあります。いの健センターとして力を発揮しましょう」と述べました。

総会議案は1ヶ月前に送付していましたが、寄せられた意見を踏まえて、佐藤誠一事務局長から、第1号議案～第5号議案まで一括提案しました。

活動方針では①各職場でコロナ感染症対策をはじめ労働安全衛生活動の強化を目指すこと、②11月28日の労働安全衛生学校を成功させること、③労災補償、裁判勝利の支援を強めること、④いの健組織を強化することなどが強調されました。

議案に対する討論は、①「コロナ禍での雇用状況について」川村雅則氏(北海学園大学教授)、②「コロナ禍での労働組合の役割」吉根清三氏(札幌ロー

カルユニオン「結」)、③「アスベストセミナーの開催の件」吉田玲英氏(弁護士)の3人からありました。



川村氏は失業者の増大が特に非正規雇用者への影響が大きいこと、「休業者」の増加が潜在的失業者として顕在化する危険があること、学生バイトの急減で「学生」にも危機が広がっていること、コロナ感染が収束した後は働き甲斐のある人間らしい仕事を行えるよう社会を変えることが必要と訴えました。

総会への参加者は21人で書面議決58、委任は36で合計115でした。参加者と書面議決者は全員・全ての議案に賛成でした。当日の会員数は162(団体37・個人125)でしたので、賛成者は過半数を超えており、全議案が採決されました。

役員を選任では細川理事長はじめ理事22人、監事2人が信任されました。新たに看護の現場、介護の現場からの理事が選任されました。

(北海道センター 佐藤誠一)

各地・各団体のとりくみ

Safe Day

コロナに関する要請を追加
労働安全衛生世界デー行動

生公連（生活関連公共事業推進連絡会議）は、建設首都圏共闘・いの健全国センターとともに、8月20日に厚生労働省要請行動を実施しました(写真)。毎年4月28日の「労働安全衛生世界デー」に要請を行っていますが、今年は新型コロナウイルス感染症に関する項目を盛り込み、時期を変えて実施したものです。短時間での要請行動でしたが、建設の産別課題を中心に議論しました。

建築や建設の現場では「些細なケガは自己責任と言われ労災にならない」「大ケガでも救急車を呼ばず社用車で搬送」など異常な実態も報道されているなか、いの健全国センターの岩橋祐治事務局長は「現場実態を踏まえ労働基準監督署の技官増員に尽力すべきだ」と厳しく指摘しました。

また、現在、15,000円/日上限となっている雇用調整助成金について、厚労省職業安定局の担当は、「二次補正で1.6兆円が計上されているが財務とも調整中。9月になれば事業主の不安も高まると認識しており、手遅れにならないよう調整していく」と回答し、財源確保を含めて尽力することを約束しました。

建設アスベスト訴訟は極めて重要な局面です。8月28日に神奈川県第2陣高裁



判決、9月4日に東京第2陣地裁判決があり、10月22日には最高裁での上告審弁論が決まりました。要請行動では、松本建設首都圏共闘議長から、「『黒い痰が出る』と言っていた東京第一陣訴訟原告のなかまが先日亡くなった。国は既に11連敗であり、近々13連敗になる。早急に基金制度創設を決断し救済を急いでもらいたい。原告のなかまたちには本当に時間がない」と訴えました。

改正労働施策総合推進法の改正により、パワハラ防止の措置を講じることが義務付けられましたが、罰則規定がないためネット上では「ブラック企業容認法」と揶揄する声もあります。要請行動では、「罰則もチェック体制もない現行法で企業が改心する訳がない。性善説ではブラック企業は無くならず、労働者保護の意識で仕事をしてもらわないと厚労省の存在意義が無い」と厳しく指摘しました。

(国公労連 相澤 誠)

私の一冊 ① 「政治部不信」—権力とメディアの関係を問い直す— (朝日新書)

安倍首相が8月28日に辞意を表明しました。朝日新聞の政治部記者で、首相官邸担当だった南彰(みなみあきら)氏が、近著7月30日付の「政治部不信(権力とメディアの関係を問い直す)」で告発しています。南彰氏は、新聞労連の委員長をつとめ、「日本マスコミ文化情報労組会議(通称MIC)」の議長もつとめています。

最近のメディアは、検察幹部と麻雀をしたり、首相と会食したり、記者会見でもしっかり質問をしなかったり、安倍政権にこびを売る姿勢が見られ、長期政権を延命させてきました。

安倍首相は冗舌に記者会見をしているように見せていますが、実はプロンプター(原稿映写機)でずっと原稿を見ながら会見をしているのです。また時間制限を理由に、質問を打切ることもしばしば見られました。

6月18日、安倍首相に近い河井克行前法相と妻の杏里参議院議員が昨年の参院選をめぐり、買収の容疑で東京地裁に逮捕されました。河井夫妻の地元・広島を拠点にする中国新聞は、記者会見で安倍首

相に説明責任を果たすべきと質問しようとしたが、打切られてしまったのでした。

著者は、この本の中で「首相官邸への政治権力の一極集中を完成させた安倍政権は日本のメディアに試練を与えている。質問制限をされても、なぜ押し返さず“儀式”のような会見を記者たちは容認するのか、コロナ危機が従来型の取材慣行の限界を映し出している今こそ、大きな転換を図らなければならない」と告発しています。

私も新聞労連OBです。ぜひお読みいただきたいと思います。また「かもがわ出版」から、前川喜平・柳澤協二の二氏が「官僚の本分」を出しています。これも面白い。

(社会医学研究センター 村上剛志)



「あずみの里」裁判、一審の有罪を破棄し二審で無罪判決

特養におけるおやつの意味にも言及

特別養護老人ホームあずみの里で、入所者がおやつに急変し死亡したのは、おやつをのどに詰まらせた事が原因だとして業務上過失致死で看護職員が罪に問われた刑事裁判で、7月28日東京高裁は一審の有罪判決を破棄し、無罪を言い渡しました。

民事解決後になぜ刑事裁判に？

2014年12月起訴当時「家族との話は終わっているのになぜ刑事裁判に?」「急変があった入所者を懸命に救命したのに業務上過失致死とはどういうこと?」「特養のおやつは生活のお楽しみ。家族の持ち込みや行事食もある。形態確認義務違反ってどういうこと?」など素朴な疑問が寄せられました。そしてどこの介護施設でもおこりうる出来事が刑事裁判にされて、職員が被告人になってしまう驚きとともに多くの方が関心をよせることとなりました。

職員の立場からだけではありません。介護を受ける可能性のあるすべての人にとって、「何か異変があれば近くにいた職員は犯人になる。それならリスクのある方は入所お断り」「おやつも行事も、施設内での移動も何かあるといけないから禁止」となり、人間らしくその人らしく介護を受ける権利が奪われてしまう、まさに「介護の未来がかかった」裁判となりました。無罪を求める署名は73万筆を超え、マスコミも注目する中での判決でした。

私たちの疑問に答えた二審判決

罰金20万円の有罪判決を言い渡した長野地裁松本支部の判決を棄却した東京高裁の判決は、私たちが当初抱いた疑問に答えるものでした。一審で罪に問われたおやつをのどに詰まらせたのは、形態確認義務違反について「ドーナツで窒息することは予見できず、形態確認義務を問うことはできない」とし、さらに「間食を含めて食事は人の健康や身体活動を維持するためだけでなく精神的な満足感や



あずみの里に掲示された励ましの寄せ書き

安らぎを得るために有用」「身体的リスク等に応じて幅広く様々な食物を摂取することは人にとって有用かつ必要」「食品の提供は身体に対する侵襲である手術や副作用が常に懸念される医薬品の投与等の医療行為とは基本的に大きく異なる」と述べました。



この裁判では警察・検察は利用者が存命中から捜査を行い、「食事の場面での急変は窒息」という当時の職員の誤解に基づく証言や反省会の内容を利用し、死因究明のための司法解剖も行わず起訴しました。また、当初はおやつ配膳後の見守りが不十分だったという「注意義務違反」で起訴し、公判が進み有罪が難しいとなると「おやつをのどに詰まらせたのは、形態確認義務違反」へ訴因を変更し、一審の裁判所はこの変更した内容で有罪にしました。今回の裁判で介護施設における利用者の急変・死亡に対して警察の捜査で、業務上過失致死という事件がつけられること。そして一旦起訴されれば権力という大きな力で真面目に働く職員が罪人にされてしまう恐ろしさを見せつけられました。

働き続けながら闘った看護職員

5年半被告とされた看護職員はあずみの里で働き続けながら、この裁判を闘ってきました。記者会見で「私は看護師として、心を込めて利用者のお世話をしてきました。今回の急変時には力をあわせて必死に救命措置をしました。それなのに事実を捻じ曲げられ、罪人扱いされ、裁判のたびに被告人と呼ばれ、急変の現場となった食堂に近づくのが怖くなるほど精神的に追い詰められて一時も忘れることはできませんでした」「この仕事は大変なことも多いのですが、利用者の笑顔を見られるし、沢山のやりがいを感じる仕事だと思っています。この仕事に誇りをもって一緒に頑張っていきましょう」と述べました。

全国から応援してくださった方々と一緒に、この無罪判決を喜びたいと思います。

(全日本民医連 宮澤洋子)